

## 長久手市妊産婦・乳児健康診査実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、妊産婦、乳児の健康管理の充実を図るため、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定に基づき、妊産婦及び乳児の健康診査（以下「健康診査」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 健康診査は、長久手市内に住所を有する妊婦（以下「妊婦」という。）、産褥婦（産後8週以内の者。以下「産褥婦」という。）、乳児（満1歳に満たない者。以下「乳児」という。）を対象とする。

### (健康診査及び新生児聴覚検査)

第3条 健康診査及び新生児聴覚検査は、市長が契約した愛知県内の医療機関（以下「委託医療機関」という。）、愛知県外（日本国内に限る。）の医療機関（以下「県外医療機関」という。）及び助産所（日本国内に限る。）で行うものとする。

2 健康診査の回数は、妊婦1人につき14回、産褥婦1人につき2回、乳児1人につき2回とする。新生児聴覚検査は乳児1人につき1回とする。ただし、助産所での健康診査の回数は、妊婦1人につき最大9回、産褥婦1人につき2回、乳児1人につき最大2回、新生児聴覚検査1回とする。

3 健康診査及び新生児聴覚検査の内容は、下記のとおりとする。

(1) 妊婦健康診査、産婦健康診査

別表のとおりとする。

(2) 乳児健康診査

一般診察

(3) 新生児聴覚検査

聴性誘発反応検査、自動聴性誘発反応検査、耳音響放射検査、自動耳音響放射検査のいずれかとする。

### (受診票)

第4条 市長は、妊婦健康診査受診票第1回（様式第1号）、子宮頸がん検診クーポン（様式第1-1号）、妊婦健康診査受診票第2回（様式第2号）、第3回（様

式第 3 号)、第 4 回 (様式第 4 号)、第 5 回 (様式第 5 号)、第 6 回目 (様式第 6 号)、第 7 回 (様式第 7 号)、第 8 回 (様式第 8 号)、第 9 回 (様式第 9 号)、第 10 回 (様式第 10 号)、第 11 回 (様式第 11 号)、第 12 回 (様式第 12 号)、第 13 回 (様式第 13 号)、第 14 回 (様式第 14 号)、産婦健康診査 1、2 回 (様式第 15 号、様式 15-2 号)、乳児健康診査受診票第 1、2 回 (様式第 16-1 号、様式 16-2 号)、新生児聴覚検査受診票 (様式第 16-3 号) 各 1 枚を次により交付するものとする。

- (1) 市長は、妊娠の届出があった者に受診票を交付するものとする。ただし、他の市町村又は特別区から妊娠の届出後、市内に住所を移し、健康診査を受診したことのない者については、妊産婦・乳児健康診査受診票交付 (再交付) 申請書 (様式第 17 号) を提出させ、受診票を交付するものとする。
- (2) 前号のただし書により受診票を交付する場合で、転入前の住所地の市町村又は特別区で既に公費により実施された健康診査があれば、これを除いて受診票を交付するものとする。
- (3) 市長は、受診票の交付状況を明らかにしておくものとする。
- (4) 市長は、受診票を毀損又は紛失した者から再交付の申出があったときは、妊産婦・乳児健康診査受診票交付 (再交付) 申請書 (様式第 17 号) を提出させて受診票を交付するものとする。

(受診票の有効期間)

第 5 条 受診票の有効期間は、妊婦健康診査については、交付の日から分娩の前日までとし、産婦健康診査は出産後 8 週以内 (出産日翌日より 56 日間)、乳児健康診査については、出生の日から 1 歳 1 か月に達する日の前日 (1 歳 1 か月の誕生日の 2 日前)、新生児聴覚検査については、生後 4 週間 (満 28 日) 相当までとする。

(受診)

第 6 条 受診者は、受診票及び親子健康手帳 (母子健康手帳) を健康診査実施機関に提出して健康診査を受けるものとする。

(健康診査の実施)

第 7 条 健康診査実施機関は、前条の規定により受診票の提示を受けたときは、

健康診査受診日の住所と受診票発行市町村が同じであるか確認し、健康診査を行うものとする。

2 健康診査実施機関は、前項の受診票の提出を受けた場合は、受診票の内容を確認し、本健康診査を行い、その結果を受診票に記載するものとする。

(費用の請求)

第8条 委託医療機関が健康診査を行った場合、これに要した費用の請求は、健康診査の報告とともに各月分をまとめて、翌月の10日までに妊産婦・乳児健康診査費請求書(様式第18号)を作成し、市長に請求するものとする。

2 前項に規定する請求の額は、別表に定めるものとし、委託医療機関は、請求書を愛知県国民健康保険団体連合会に提出するものとする。

3 受診票の交付を受けた者が、県外医療機関及び助産所で健康診査を行った場合は、これに要した費用の請求は、受診者が、妊産婦・乳児健康診査・新生児聴覚検査受診費用助成申請書(様式第19号)に領収書及び受診票を添付し、市長に提出し請求するものとする。令和2年4月1日から令和4年3月31日までに県外妊産婦・乳児健康診査受診申請書又は助産所(院)妊産婦・乳児で申請をし、かつ、令和4年4月1日から令和6年3月31日までに請求する場合は、なお従前の例による。

4 前項の受診者が市長に請求できる額は、別表のとおりとする。

5 市長は、委託医療機関から第1項の規定による費用の請求があったときは、その内容を審査して請求のあった月の翌月の25日までに支払うものとする。又、受診者から第3項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査の上、その費用の全額又は一部を別表単価を上限として助成するものとする。

(請求の時効)

第9条 前条第3項の規定による費用の請求の時効は、診査または検査を受けた日の属する月の翌月から起算して1年とする。

(秘密の保持及び目的外使用の禁止)

第10条 委託医療機関を始め本事業の関係者は、実施対象者の秘密保持に最大の配慮を払うとともに、本事業により知り得た秘密を本事業の目的以外に使用してはならない。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関しては、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。  
(長久手妊産婦・乳児健康診査における助産所(院)受診助成実施要領の廃止)
- 2 この要領の施行に伴い、長久手妊産婦・乳児健康診査における助産所(院)受診助成実施要領は令和4年3月31日で廃止する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第3条・第8条関係)

区分	目安となる 受診時期	検査内容	単価
第1回	妊娠8週前後	基本健診(健康状態の把握、子宮底長、腹囲、 血圧、浮腫、尿検査(蛋白及び糖)、体重及び 身長(第1回のみ)の測定、保健指導(食事指 導、生活指導、保健福祉サービスの支援))、 超音波検査、初回血液検査(ABO血液型、Rh血 液型、末梢血液一般、血糖、梅毒トレポネー マ抗体定性、梅毒血清反応(STS)、HBs抗原、 HCV抗体定性・定量、不規則抗体、HIV—1・2 抗体価、ウイルス抗体価(風疹))	21,250円
第2回	妊娠12週前後	基本健診	4,400円
第3回	妊娠16週前後	基本健診	4,400円
第4回	妊娠20週前後	基本健診、超音波検査	9,180円
第5回	妊娠24週前後	基本健診	4,400円
第6回	妊娠26週前後	基本健診	4,400円
第7回	妊娠28週前後	基本健診	4,400円
第8回	妊娠30週前後	基本健診、超音波検査、血算検査、血糖検 査、HTLV—1抗体検査、性器クラミジア感染検 査	18,980円
第9回	妊娠32週前後	基本健診	4,400円
第10回	妊娠34週前後	基本健診、GBS検査	8,280円

第 11 回	妊娠 36 週前後	基本健診	4,400 円
第 12 回	妊娠 37 週前後	基本健診、超音波検査、血算検査	11,030 円
第 13 回	妊娠 38 週前後	基本健診	4,400 円
第 14 回	妊娠 39 週前後	基本健診	4,400 円
妊娠初期	妊娠 16 週頃まで (上記妊婦健診と 同時実施)	子宮頸がん検診	3,350 円
産婦健診 第 1 回 第 2 回	出産後 8 週以内	産後の健康状態の把握(子宮復古、悪露、血 圧、尿検査、体重、乳房)、授乳状況の把握 (母乳、人工乳、混合栄養、ビタミン K と D の 補充説明)、メンタルチェック(エジンバラ産 後うつ病質問票(EPDS))	5,000 円
乳児 第 1 回	生後 1 か月頃	一般診察	6,300 円
乳児 第 2 回	生後 6~10 か月頃	一般診察	6,400 円
新生児 聴覚検査	生後 7 日頃まで	聴性誘発反応検査、自動聴性誘発反応検査、 耳音響放射検査、自動耳音響放射検査	5,000 円

様式第 17 号

妊産婦・乳児健康診査受診票交付（再交付）申請書

年 月 日

長久手市長様

申請者住所 長久手市

氏名

生年月日 年 月 日

電話番号 - -

下記により妊産婦・乳児健康診査受診票を交付（再交付）してください。

記

区分	受診票の種類	理由
1 受診票の交付	1 妊婦健康診査 1回 2回 3回 4回	1 転入 (市町村)
2 受診票の再交付	5回 6回 7回 8回 9回 10回 11回 12回 13回 14回 子宮頸がん検診	2 紛失
	2 産婦健康診査 1回 2回	3 その他
	3 乳児健康診査 1回 2回	
	4 新生児聴覚検査	
	5 妊産婦歯科健康診査	

申請にあたっての注意事項

- 1 区分、受診票については、該当する番号を○で囲んでください。  
転入された場合は市町村名も記入してください。
- 2 他の市町村、特別区から転入により受診票の交付申請をする場合は、前の住所地で既に交付された受診票を添付してください。交付がなかった場合はその旨を申し出てください。
- 3 受診票を汚すなどして再交付申請する場合は、破れたり汚れたりした受診票を添付してください。
- 4 受診票の再交付を受けた後に、紛失した受診票を発見したときは、必ず返納してください。

妊産婦・乳児健康診査費請求書

年 月 日

県番号		表別	医療機関番号	
2	3	1		

医療機関所在地  
 長様 名称  
 開設者氏名  
 電話

印

年  月分を下記のとおり請求します。

番号	金額						氏名	請求総件数			備考
	受番	診	票号	円	金額	妊婦		乳児	産婦	件分	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
計								件	円		

- ・月遅れ、返戻分の請求は実施月を備考に記入してください。
- ・妊婦・乳児・産婦いずれかに○をつける。





